

第5章

魅力ある教育環境づくり

テーマ 15 「学校施設の耐震化・老朽化対策」

■ 背景(課題)

○耐震対策

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年度の新耐震設計基準施行後の建物はほとんど被害が見られなかったが、昭和55年度以前の建物は相当の被害があり、特に昭和45年度以前の建物の被害は甚大であった。

このため、県立学校においては昭和55年度以前に建築した建物について平成7年度から13年度までに耐震診断を実施し、その結果、耐震性が低く優先的な対策が必要なCランク建物については、平成14年度から18年度までの5年間で耐震化を図った。平成19年度からは、「あいち地震アクションプラン」が策定され、Bランク建物について耐震改修工事を行っている。この結果、県立学校建物の耐震化率は平成26年度末現在で高等学校90.5%、特別支援学校99.5%となっている。



【耐震補強の例】

市町村立小・中学校についても、それぞれの市町村において計画的に耐震対策が行われている。

○大規模な地震に対する安全性

ランク	構造耐震指標 (I s 値)	大規模な地震に対する安全性
A	0.7以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
B	0.3以上0.7未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
C	0.3未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

* I s 値：建物の強度・粘り強さ、建物形状やバランス、建物の経年劣化などの指標から求められる、建物の耐震性能を表す指標

また、学校施設は、児童生徒の安全確保を図るとともに、災害時には避難所としての役割を果たす施設であることから、東日本大震災等の際に多くの学校で被害のあった天井材、内・外装材、照明器具などの非構造部材も含め、学校施設の早期の耐震化完了は喫緊の課題となっている。非構造部材の中でも特に体育館吊（つ）り天井の落下防止対策は、最優先に取り組むべき課題となっている。

○老朽化対策

県立学校においては、建築後30年を経過した建物が全体の8割以上を占めており老朽化が進んでいる。これまでは建築後30年経過を目途に屋上防水、外壁・内装改修等の大規模改造工事を実施してきたが、現在は耐震対策を優先していることから、この工事の実施時期が遅れがちになっている。

また、昭和40年代から50年代の生徒急増期に建設した建物が全体の7割以上を占めており、今後、多額の更新費用が必要となってくることから、長寿命化によるトータルコストの削減や事業費の平準化など、中長期的に老朽化対策に取り組んでいく必要がある。

■ **関連する施策の実施状況**

○ **耐震対策**

県立学校については、平成 27 年度は 77 棟の耐震改修工事を実施した。また、体育館吊り天井の落下防止対策については、29 棟の対策工事及び 35 棟の先行設計を実施した。

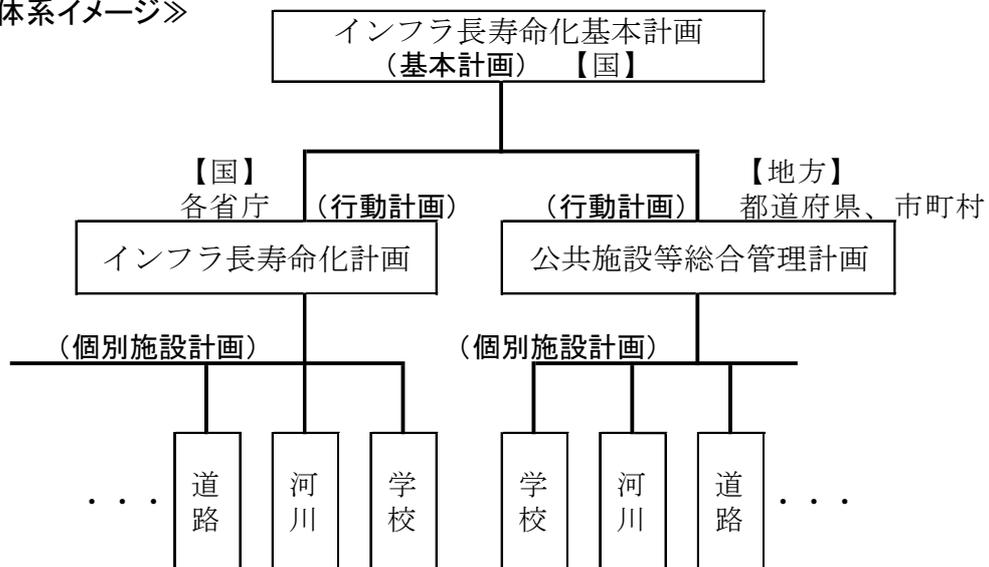
小・中学校については、耐震化が推進されるよう、会議等の場で市町村に対する働きかけを行うとともに、国へ国庫財源の確保について要望した。

○ **老朽化対策**

国は、日本再興戦略の閣議決定（H25.6.14）を受けて、「インフラ長寿命化基本計画」を策定（H25.11.29）し、国としての基本方針を示すとともに、その方針に基づき各省庁及び各地方公共団体に対して「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」の策定を要請（H26.4.22 総務大臣通知）した。

愛知県では、平成 27 年 3 月に「愛知県公共施設等総合管理計画（行動計画）」（以下「総合管理計画」という。）を策定し、県有の 16 施設類型ごとに「長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することとした。

《体系イメージ》



教育委員会では、愛知県公共施設等総合管理計画（行動計画）の考え方に沿って、老朽化対策を軸とする「県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」を策定していくこととし、平成 27 年度は計画策定の進め方の検討や施設の現状分析、課題の洗い出しを行った。

■ 取組の成果

○耐震対策

平成 27 年度末現在、県立学校の耐震化率は、高等学校が前年度から 4.7% 増の 95.2%、特別支援学校では耐震対策が完了した。

一方、市町村立小・中学校の耐震化率は 99.8% まで進んでいる。

また、県立学校の体育館吊り天井の落下防止対策済率は、前年度の 4.8% から 50.8% と大幅に進捗した。

○老朽化対策

「県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」を平成 30 年度までを目途に策定していくこととし、平成 28 年度は外部有識者等で構成する検討委員会を開催し、幅広い関係者からの意見を取り入れながら、計画の中で柱となる基本方針を作成することとしている。

また、一刻も早い改修が必要な建物については、計画の策定を待つことなく平成 28 年度から大規模改造事業を実施していくこととした。

平成 27 年度は現状分析や課題についての検討を重ねた結果、計画の策定における視点を明確化するとともに、平成 28 年度当初予算において、「県立学校施設長寿命化推進事業費」及び「校舎等大規模改造費」として所要額を予算化した。

■ 課 題

○耐震対策

県立学校建物の耐震対策及び、非構造部材のうち特に危険性が高い体育館吊り天井の耐震対策については、平成 28 年度までに完了の予定となっている。市町村立小・中学校においては、建物の耐震対策は全国でトップクラスとなっている。

しかしながら、屋内運動場等の吊り天井や、これ以外の非構造部材の耐震対策については、全国平均と比較して遅れている状況となっており（図表 1）、早急に取り組んでいく必要がある。

【図表 1：公立学校施設の非構造部材の耐震対策実施状況（28.4.1 文部科学省）】

区 分	屋内運動場等における吊り天井等の耐震対策済率		その他非構造部材の耐震対策済率	
	愛知県	全国平均	愛知県	全国平均
幼稚園	100%	88.3%	51.2%	67.0%
小・中学校	94.1%	95.0%	63.6%	71.1%
高等学校	52.8%	89.8%	9.1%	82.6%
特別支援学校	84.4%	95.7%	18.9%	86.1%

※屋内運動場等は、体育館、武道場、屋内プール及び講堂の 4 施設である。

※耐震対策済には、吊り天井のない屋内運動場等を含む。

○老朽化対策

「県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」の策定に当たっては、愛知県公共施設等総合管理計画の考え方に沿って、今後の生徒数の減少を踏まえた施設総量の適正化、長寿命化によるトータルコストの削減及び事業費の平準化を図りつつ、建設当時と比較して学習内容、学習形態や生活様式が変化していることを踏まえ、現在の県立学校施設に求められている学習環境の質的改善を図っていく必要がある。

市町村における「小中学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」の策定については、多くの市町村で具体的な策定スケジュールが未定となっているため、策定期限となっている平成32年度までに計画的に進めていくよう周知、徹底を図っていく必要がある。

■ 今後の方向性

〈短期的に取り組むこと〉

- ・ 平成28年度に県立学校建物の耐震化及び体育館吊り天井の落下防止対策を完了する。
- ・ 平成29年度以降、体育館吊り天井以外の非構造部材の耐震対策を進めていく。
- ・ 平成28年度に「県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」中で柱となる基本方針を作成し、平成30年度までを目途に計画を策定する。
- ・ 一刻も早い改修が必要な建物については、平成31年度までに大規模改造工事を実施していく。

〈長期的に取り組むこと〉

- ・ 平成31年度以降、「県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、順次、老朽化対策に取り組んでいく。

（関係課室：財務施設課）

テーマ 16 「教員の確保と資質の向上」

■ 背景(課題)

県民からの学校教育への期待に応えるためには、広い教養と豊富な専門的知識・技能を備え、児童生徒に愛情を持ち、教育に情熱と使命感を持つ教員（愛知が求める教師像より）を確保していく必要がある。

現在、昭和 50 年代の児童生徒急増期に採用された教員が退職期を迎え、新規採用教員が増加する中で、若手及び中堅教員の育成が大きな課題となっている。

また、次期学習指導要領の全面実施（小：平成 32 年度、中：平成 33 年度、高：平成 34 年度から年次進行）に向け、教員にはこれまで以上に授業づくりを始めとした教育活動の質の向上が求められることになる。

このような状況の中、教員が授業などの本来の教育活動に力を注げるようにしていく必要があるが、一月当たりの在校時間が 80 時間を超える教員が中学校で全体の 38%、高等学校で 14%（平成 27 年度）いるなど、教員の多忙化解消が大きな課題となっている。このような状況を改善し、子どもとしっかりと向き合う時間を確保することは、教員の健康確保に関わる問題であると同時に、本県の教育水準の維持・向上に関わる重要な課題となっている。

■ 関連する施策の実施状況

○教員採用選考試験における特別選考の充実

経験や実績が豊富な人材を積極的に採用するために、教職経験者、芸術・スポーツの分野で秀でた技能や実績及び経験を有する人材、民間企業の経験者などを対象とした特別選考を実施した。特別選考の一層の充実を図るため、平成 28 年度採用選考試験（平成 27 年実施）で、「大学推薦特別選考」「社会人特別選考」の受験区分の追加、「障害者大学推薦特別選考」の対象範囲の拡大を行った。

特別選考の種類	開始年度
障害者選考	平成 15 年度採用選考試験
現職教諭特別選考	平成 19 年度採用選考試験
外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語）堪能者選考	平成 20 年度採用選考試験
社会人特別選考	平成 20 年度採用選考試験
元教諭・講師経験者特別選考	平成 21 年度採用選考試験
芸術（音楽・美術）・スポーツ特別選考	平成 22 年度採用選考試験
英語有資格者特別選考	平成 22 年度採用選考試験
介護理由退職者特別選考	平成 25 年度採用選考試験
障害者大学推薦特別選考	平成 25 年度採用選考試験
大学推薦特別選考	平成 26 年度採用選考試験
教職大学院修了見込者特別選考	平成 26 年度採用選考試験
特別支援教育に関する特別選考	平成 27 年度採用選考試験
小学校英語特別選考	平成 29 年度採用選考試験

○アクティブ・ラーニングの手法を用いた授業などの研究・普及を計画

「県立高等学校教育推進実施計画（第1期）」（平成28年2月策定）の中に、「アクティブ・ラーニングの推進」を位置付け、生徒による能動的な学習への参加を取り入れた指導方法等の研究・普及について、平成31年度を目標に進めていくこととした。

【県立高等学校教育推進実施計画（第1期）より】

アクティブ・ラーニングの推進

- ◆ グローバル社会においては、知識を活用して問題を解決する能力や、知識を介して他者と活動する能力（ディスカッションやプレゼンテーション等の能力）がこれまで以上に求められることから、アクティブ・ラーニングの手法を用いた思考力・判断力・表現力を育成する教育を推進するための研究を行い、その成果を全県の高等学校に普及します。

（参考）〈アクティブ・ラーニング〉

教員が一方的に生徒に知識伝達をする講義スタイルではなく、課題研究やディスカッション、プレゼンテーションなど、生徒による能動的な学習への参加を取り入れた指導方法

○教育研究リーダー養成研修の実施

理論的・実践的な教育研究を通して、課題解決能力と同僚性の構築力を身に付けたミドルリーダーの育成を目指す研修を実施した。

【平成27年度 教育研究リーダー養成研修 実施状況】

小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員50名が参加、夏季休業中を中心に12日間の研修を実施

国語	社会	算数・数学	理科	体育・保健体育	外国語	農業	工業	商業
8名	4名	6名	4名	1名	1名	1名	2名	1名
学校設定科目	道徳	総合的な学習の時間	学級経営	生徒指導	特別支援教育	キャリア教育	防災教育	計
1名	2名	3名	3名	3名	5名	4名	1名	50名

○教員の不祥事根絶に向けた取組

公立学校教員のわいせつ事案に関わる不祥事が後を絶たない事態を受け、有効な対策を検討するため、平成27年4月に有識者等による「教員の不祥事防止対策プロジェクトチーム」を設置し、その提言を踏まえ、県としての取組方針をまとめた。

【教員の不祥事根絶に向けた取組について（平成27年10月策定）より】

- 1 若年層の教員等を中心に据えた不祥事防止の働きかけを強化する。
 - ⇒教員採用後10年以内実施する研修等での指導、啓発の充実・強化
 - ⇒研修内容、方法の工夫・改善
 - ⇒教員養成系大学への協力要請 など
- 2 わいせつ事案の中でも、特に自校児童生徒への不適切な行為を防止することを最重点課題と位置付け、対策を実施する。
 - ⇒「児童生徒との接し方」に関する研修の充実
 - ⇒全員に配布する手引書への掲載
 - ⇒新たに作成する教員向けわいせつ行為防止リーフレットへの掲載 など
- 3 わいせつ事案に至らないよう、早い時期に発見・介入できる仕組みを整える。
 - ⇒児童生徒からの相談への対応や教員間での情報共有など、各学校内の体制の充実
 - ⇒各学校にセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設置 など
- 4 児童生徒に対して、セクシュアル・ハラスメントについての基礎知識を周知していく。
 - ⇒高等学校生徒向けのセクシュアル・ハラスメントをテーマとした啓発リーフレットの作成・配布 など

○教員の多忙化の解消

年次休暇の取得促進及び時間外勤務の縮減に向けた取組を、通知や校長会等の機会を通じて、学校に促した。「あいちの教育ビジョン 2020」（第三次愛知県教育振興基本計画）（平成 28 年 2 月策定）において、「教員の多忙化解消プラン（仮称）」の策定を始めとして、今後の本県の取組の方向性を示した。

■ 取組の成果

- 平成 28 年度教員採用選考試験（平成 27 年実施）では、合格者 1,500 人の内、元教諭・講師特別選考 163 人を始めとして、特別選考で 415 人が合格者となり、経験や実績が豊富な人材を積極的に採用した。

【教員採用選考試験の志願倍率の推移】

年度	採用予定者数							志願者数	倍率
	小学校	中学校	高等学校	特別支援	養護教諭	栄養教諭	合計		
24	710	420	360	120	50	10	1,670	10,030	6.0
25	750	390	330	130	60	10	1,670	9,645	5.8
26	700	330	360	110	60	10	1,570	9,325	5.9
27	700	330	330	120	50	10	1,540	8,814	5.7
28	700	330	300	120	40	10	1,500	8,284	5.5

- 教員の多忙化解消については、学校視察の際に、在校時間等の状況記録を確認するとともに、勤務時間の長い教職員の勤務実態の聞き取りを行うことで、勤務状況の的確な把握に努めた。

■ 課題

- 教員の資質の向上を図るために、各学校における校内研修の取組の充実とともに、県総合教育センターを中心とした研修体制を充実していく必要がある。
- 教員の多忙化解消については、学校設置者として明確な目標を設定し、県・市町村教委、学校が同じ方向性で具体的な取組を継続的に進めていく必要がある。

また、メンタルヘルス不調の早期発見、早期対応など、教職員が心身ともに健康な状態を維持して職務に携わることができる職場環境を整備していく必要がある。

■ 今後の方向性

〈短期的に取り組むこと〉

- 平成 29 年度教員採用選考試験（平成 28 年実施）では、「小学校英語特別選考」の新設や「大学推薦特別選考」、「社会人特別選考」及び「外国語堪能者選考」の受験区分・教科を追加し、優秀な人材の確保に努める。
- 平成 28 年度に、本庁関係課、総合教育センターで構成する「教員研修検討会議」を設置し、今後の教員研修の内容、在り方等について検討、調整を行う。

- ・ 教員の不祥事防止については、①若年層の教員等への働きかけの強化、②自校児童生徒への不適切な行為の防止、③わいせつ事案防止に向け早期発見・介入できる仕組みの整備、④児童生徒へのセクシャル・ハラスメントに関する基礎知識の周知、の4点を重視した取組を進める。
- ・ 平成28年度に「教員の多忙化解消プロジェクトチーム」を設置し、年内に「教員の多忙化解消プラン（仮称）」を策定し、県としての具体的な取組と目標を設定する。各市町村教育委員会に、このプランを踏まえた取組方針の策定を働き掛ける。

〈長期的に取り組むこと〉

- ・ 国の状況を踏まえ、①大学との連携による学校インターンシップの導入、②大学と教育委員会等による「教員育成協議会」（仮称）の創設、③同協議会における教員に求められる資質能力を明確化する「教員育成指標」の策定、その指標を踏まえた体系的な教員研修計画の策定、について検討する。
- ・ 体系的な教員研修計画の推進に向け、教育委員会事務局及び総合教育センターの体制強化を図る。
- ・ 「教員の多忙化解消プラン（仮称）」に基づき、各市町村教育委員会において取組方針を策定し、管理職等の組織マネジメント力の向上、専門スタッフの配置等によるチーム学校の実現を図る。また、各学校（市町村立・県立）の経営案に取組を明記するよう働き掛ける。

これらの取組により、多くの教員の在校時間が80時間を超えている状況を解消し、教職員が授業を始めとする本来の教育活動に全力を注げる環境を整え、全ての児童生徒が「授業が楽しい、学校が楽しい」と感じることのできる教育の実現を目指す。

愛知が求める教師像

- 1 広い教養と豊富な専門的知識・技能を備えた人
- 2 児童生徒に愛情をもち、教育に情熱と使命感をもつ人
- 3 高い倫理観をもち、円満で調和のとれた人
- 4 実行力に富み、粘り強さがある人
- 5 明るく、心身ともに健康な人
- 6 組織の一員としての自覚や協調性がある人

（関係課室：教育企画課、教職員課、高等学校教育課、義務教育課、総合教育センター）

テーマ 17 「開かれた学校づくり」

■ 背景(課題)

子どもたちにこれからの時代を生き抜く力を身に付けさせ、地域から信頼される学校づくりを進めるために、学校と地域が相互に連携・協働していくことが求められている。また、発達段階に応じた子どもの学びをより確かなものにしていくためには、地域の中で、設置者の壁を越えて、異なる学校種間・設置者間の連携を今以上に強めることが必要となっている。「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学習指導要領の改訂を前に、チームとしての学校の実現、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向においても、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。

■ 関連する施策の実施状況

○学校支援地域本部への支援

5市町の学校支援地域本部に対し、地域コーディネーターの配置や学校支援ボランティアによる活動に関わる事業費補助を実施した。愛知県学校支援地域本部運営協議会を平成27年8月に開催し、当該市町の事業進捗状況の把握、課題等の協議を行った。地域活動コーディネーター研修会を平成27年11月に開催し、各学校支援地域本部の実践内容と地域活動の活性化について周知を図った。

○学校連携仲間づくり推進事業

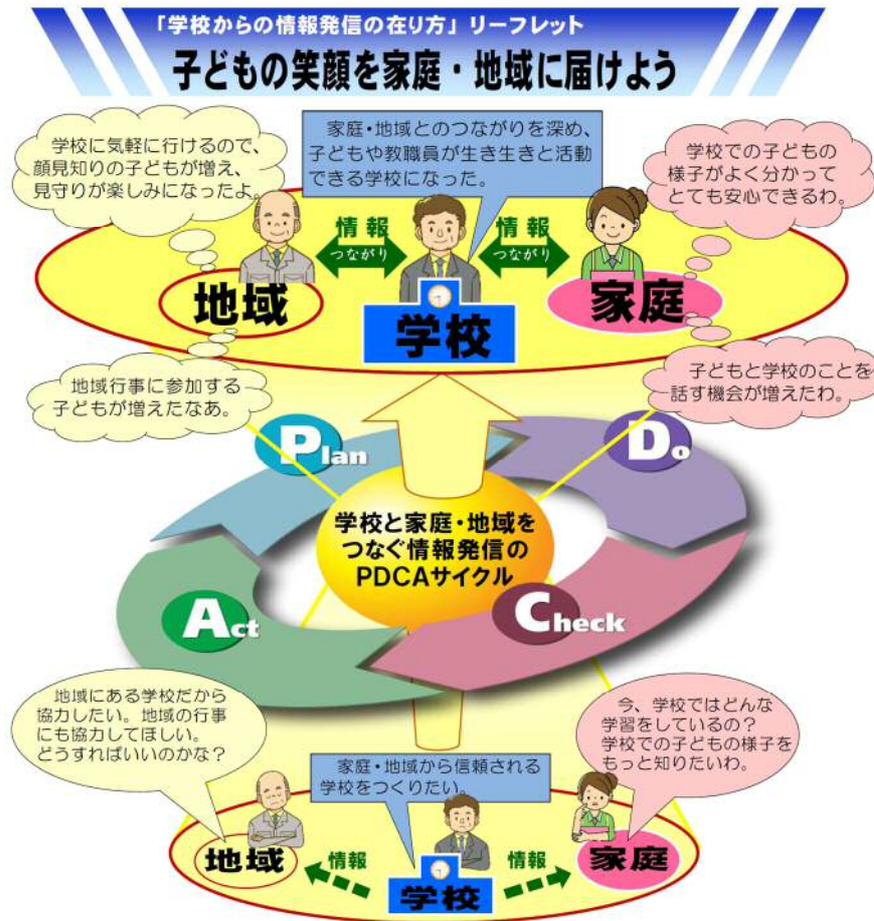
同じ地域にある幼稚園、保育所等と、小・中学校が連携・協働して、地域の核となる学校(園)づくりを促進するために、「学校連携仲間づくり推進事業」を実施した。推進校(小学校3校、中学校3校)では、幼稚園・保育所等と小学校が、小学校と中学校が連携して、環境美化活動や環境保全運動、挨拶運動や交通安全運動、地域を知る学習活動等に取り組んだ。

○リーフレット「学校からの情報発信の在り方」の作成

平成27年度の義務教育問題研究協議会において、「学校からの情報発信の在り方」をテーマに協議を行い、各小・中学校と家庭・地域とのつながりを深めるための効果的な情報発信の在り方についてまとめたリーフレットを作成し、Webページに掲載した。

【「学校からの情報発信の在り方」リーフレットより】

Plan～計画する～	「学校としての願い」を明らかにして、情報発信の計画を立てよう
Do～実行する～	発信する内容に合った適切な方法で積極的に情報発信しよう
Check～確かめる～	発信した情報に対する受け手の反応を確かめよう
Act～改善する～	情報発信の在り方を振り返り、次の情報発信に生かそう



○「あいちの学校連携ネット」による情報発信

「あいちの学校連携ネット」*により、大学が行う高校生や教職員向けの講座や、県内市町村教育委員会からの大学生のボランティア募集情報等を掲載し、各学校の設置者が連携し、相互の情報発信の拡充を図った。

* あいちの学校連携ネット：県内全ての49大学、高等学校221校、特別支援学校34校、公立小・中学校を所管する市町村教育委員会54の情報を掲載し、双方の連携した取組の実施につなげていくことを目的として平成24年3月に開設。

【あいちの学校連携ネット アクセス数の推移】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
4月	1,380	2,085	3,836	3,920
5月	777	2,025	3,089	3,360
6月	958	2,907	3,047	3,800
7月	2,585	2,800	3,720	3,709
8月	839	1,728	2,908	2,473
9月	791	1,575	2,235	2,010
10月	1,112	1,755	2,318	2,051
11月	1,232	1,574	1,960	2,019
12月	926	1,495	1,872	1,599
月平均	1,767	2,991	4,164	4,157
年間合計	14,041	24,087	31,967	31,519

■ 取組の成果

- 「地域活動コーディネーター研修会」に各地区から 89 名が参加し、実践発表と講演を通じて、学校と地域との連携の進め方についての理解を深めた。5 市町の取組を学校支援地域本部事業報告書にまとめ、県内全市町村の関係部局と全公民館に配付した。

【学校支援地域本部事業実施市町の概況】

市町名	内 容	成 果
北古屋市	学習支援（地域未来塾）	学習意欲の向上と成就感につながった。
津島市	学習支援（地域未来塾）	学力向上と心の安定につながった。
大治町	授業補助、図書室整備等	教員の子どもに向かう時間が確保できた。
刈谷市	交通安全・防犯支援	地域ぐるみで安全を守る体制ができた。
田原市	キャリア・防災教育支援等	地域に学校支援の必要性を広げられた。

- 「学校連携仲間づくり推進事業」により、子どもたちに地域の一員としての自覚が高まり、地域への誇りや愛情、地域への参画意識が育まれている。推進校における取組を Web ページに掲載し、成果の普及を図ることができた。

■ 課 題

- 学校と地域の連携・協働が重要視される中、これまでの先進的な取組を広く共有し、学校支援に向けた組織化の必要性を広く周知することにより、全小・中学校区を網羅するように設置することが提唱されている地域学校協働本部[※]の組織化を推進していく必要がある。

※ 文部科学省は、学校支援地域本部等の機能をベースに、①コーディネート機能の強化、②幅広い層の地域住民の参画による活動の多様化、③継続的な地域学校協働活動を担う新たな体制として「地域学校協働本部」を平成 28 年度から整備するとしている。

- 「学校連携仲間づくり推進事業」の成果を県内に広め、より一層地域に根づいた開かれた学校づくりに努めていく必要がある。
- 「学校連携ネット」については、年間アクセス数が 3 万件を超え、多様な利用者にサイトが認知されている一方、大学における高校生向け講座の情報やオープンキャンパスの情報等の更新が進んでいない。県教育委員会から大学に対して積極的に情報収集を行い、コンテンツ内容をさらに充実させる必要がある。

■ 今後の方向性

〈短期的に取り組むこと〉

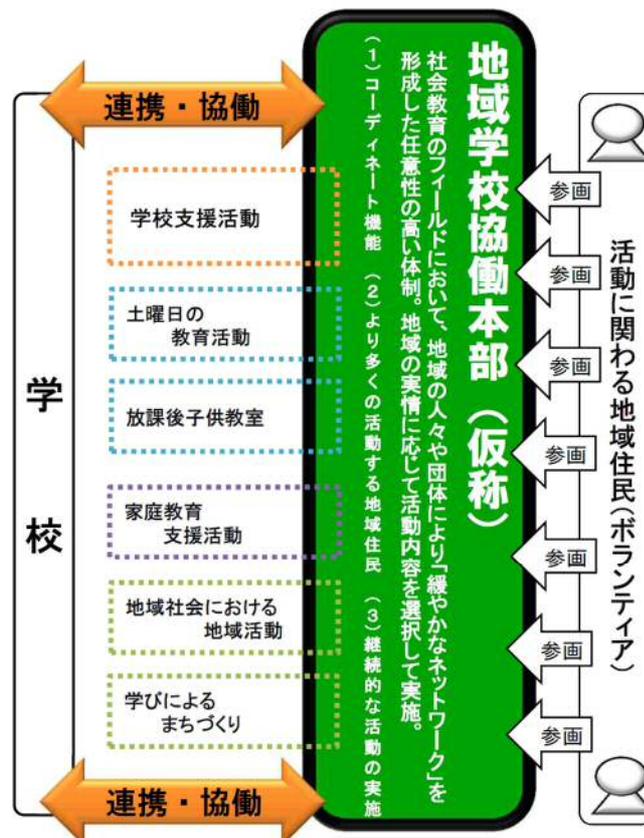
- 平成 28 年度の学校支援地域本部事業は、中学生を対象とした地域未来塾の実施に特化した事業とした。文部科学省は、平成 31 年度までに全公立中学校区の半数にあたる 5,000 校区での設置を目標としており、本県においても地域未来

塾の有効性を検証しながら、開設校区の継続と新規開設校区の拡大を支援していく。

- ・ 地域と学校との連携・協働をより効果的・継続的に行うためには、ボランティアの活動を組織化する必要があり、コーディネーターが大きな役割を担うことから、地域コーディネーターの配置を支援していく必要がある。
- ・ 「あいちの学校連携ネット」については、県教育委員会から大学に対して、定期的に積極的な情報更新を呼び掛ける。

〈長期的に取り組むこと〉

- ・ 地域コーディネーターを配置し、地域学校協働本部を組織化する中で、地域住民が主体となった学校支援活動を充実させたり、地域活動に子どもが参画していける体制を整えたりして、学校を核とした地域の活性化を図っていく。
- ・ 学校連携仲間づくり推進事業については、県内の全市町村において推進校を指定するまで事業を継続する。また、事業を終えた推進校が、各市町村の幼保・小・中学校連携をさらに推進できるように、県としての支援体制を検討していく。
- ・ 異なる学校種間の連携のうち、幼児教育と小学校教育の連携については、交流活動・合同研修等を通じて、また、中学校と高等学校の連携については、教員間の交流を通じて、積極的に推進していく。



【地域学校協働本部のイメージ】

(関係課室：教育企画課、生涯学習課、義務教育課)

テーマ 18 「教育行政の推進」

■ 背景(課題)

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、「地教行法」とする。)の一部改正法が施行され、全ての地方公共団体が首長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置し、首長が教育に関する「大綱」を策定することとなった。

《改正法的主要ポイント》

①「総合教育会議」の設置

すべての地方公共団体に、首長が招集する「総合教育会議」を設置し、教育に関する大綱の策定や重点施策、緊急事態への対応について、首長と教育委員会が協議・調整を行う。

②「大綱」の策定

教育の目標や施策の根本的な方針となる「大綱」を首長が策定する。

③新「教育長」の設置

教育委員長と教育長を一本化した、新たな常勤の責任者(新「教育長」)を設置し、教育行政の責任の明確化と緊急時の対応の迅速化を図る。

なお、政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

■ 関連する施策の実施状況

○総合教育会議の開催、「大綱」の策定

平成 27 年 4 月に、総合教育会議(事務局:県民生活部学事振興課)を設置し、「大綱」の策定について協議を進め、平成 28 年 2 月「愛知の教育に関する大綱」を策定した。

○第三次愛知県教育振興基本計画の策定

教育基本法に基づく「教育振興基本計画」として、平成 23 年 6 月に策定した「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」が平成 27 年度に終期を迎えるため、本県の教育に関する根本となる「大綱」と次期「教育振興基本計画」を整合性のとれたものにしていくとの総合教育会議での合意の下、知事部局と県教育委員会事務局が連携して設置した、有識者による検討会議において協議を重ね、「あいちの教育ビジョン 2020—第三次愛知県教育振興基本計画—」を「大綱」の策定と併せて、平成 28 年 2 月に策定した。

【「大綱」及び「あいちの教育ビジョン 2020」の基本理念】

基本理念

「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現

めざす「あいちの人間像」

【共に生きる】自他の命を大切に、多様な人々の存在を尊重して生きることのできる人間

【自分を生かす】互いに切磋琢磨(せつさたくま)し、自らの力を社会に生かすことのできる人間

【学び続ける】生涯にわたって健やかな体と心をつちかい、学び続けることのできる人間

【あいちを創る】あいちの伝統と文化、「ものづくりの精神」を継承し、新たな価値を生み出すことのできる人間

【世界にはばたく】次代を展望し、世界に視野を広げ活動することのできる人間

○教育委員会事務局組織の見直し

平成 28 年度から新「教育長」が設置され、新たな体制に移行するのに合わせて、組織の見直しを行った。従来の「教育次長」を、教育長の指揮の下、事務局の事務を総括整理する「事務局長」とするなど、幹部の職制を改めるとともに、教育委員会としての政策立案機能の強化を図り、知事部局等との連携を一層深めるために、「教育企画課」を設置することとした。

■ 取組の成果

「大綱」と「教育振興基本計画」を整合性のとれたものとして策定したことにより、知事部局と県教育委員会事務局の連携を推進する体制が強化された。

■ 課題

- ・ ビジョンに掲げる基本的な取組を推進するに当たっては、以下の四つの視点を重視して、より効果的・効率的に取り組んでいくことが重要である。

- (1) 生きる力を育む家庭・地域・学校の取組の連携強化
- (2) 学校種・学校設置者を越えた学びの連続性の重視
- (3) 教育委員会・首長部局・関係機関相互の連携
- (4) 国籍・言葉・文化等の違いを越えた多様性の尊重

- ・ 新たに発生する教育課題について、部局横断的あるいは、教育委員会内部の組織の枠組みを超えた検討・対応体制を適切に整えていくことが必要である。
- ・ 平成 29 年 4 月に、給与負担及び教職員定数の決定に係る権限を政令指定都市である名古屋市へ移譲することとなっており、円滑な移行に向けた対応が必要である。

■ 今後の方向性

〈短期的に取り組むこと〉

- ・ 平成 27 年 12 月に中央教育審議会により取りまとめられた「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」を受け、体系的な教員研修計画を推進していくための教育委員会事務局内の組織体制の強化に向けた検討を行う。

〈長期的に取り組むこと〉

- ・ 「あいちの教育ビジョン 2020－第三次愛知県教育振興基本計画－」に基づき、これまで以上に、県教育委員会事務局と知事部局が連携して、本県の教育の充実にに向けた取組を推進していく。

(関係課室：県民生活部学事振興課、教育企画課、財務施設課)

テーマ 19 「私立学校の振興」

■ 背景(課題)

私立学校は、創立時の建学の精神や独自の校風の下、特色ある教育を実践することにより、一人一人の個性に合った可能性をひらく教育を行っており、幼稚園では89%、高等学校では32%、専修学校では94%の園児生徒が在籍するなど、公立学校とともに愛知の公教育において重要な役割を担っている。

本県では、私立学校の健全な発展を促進し、保護者負担の軽減、教育条件の維持向上及び経営の安定化を図るために、私学の振興を重点施策として、全国的にも高水準の助成策を講じている。

また、公・私立高等学校の設置者間では、「愛知県公立私立高等学校設置者会議」において、中学3年生の進路実現に向けた課題や取組について協議するなど公私間の連携を深めながら、本県全体の教育水準の向上を図っている。

一方で、高等学校(全日制)の生徒募集に当たっては、中学3年生の進路希望状況などを勘案し、公私が協議の上、計画進学率を93%とし、公私2対1の比率で募集枠を設定しているが、近年、進学実績は90%程度にとどまっており、計画と実績の間に約3%の乖離が生じている(図表1)。

【図表1：中学3年生の進路希望状況及び進学率】

年 度		25	26	27	28(速報値)	
中学卒業生数		72,932人	74,427人	73,625人	73,336人	
進路希望 状況調査	9月(第1回)		94.0%	94.2%	93.8%	93.9%
		公立	79.5%	79.2%	78.0%	78.2%
		私立	12.5%	13.0%	13.6%	13.7%
	12月(第2回)		92.4%	92.6%	92.1%	92.4%
公立		71.8%	71.7%	70.1%	70.5%	
私立		18.4%	18.6%	19.6%	19.7%	
全 日 制 + 高 専 進 学 希 望 率	計 画	(全日制+高専)	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%
	実 績	(全日制+高専)	89.9%	90.0%	90.0%	90.4%
	乖 離	(計画-実績)	3.1%	3.0%	3.0%	2.6%

なお、近年、私立高校では生徒募集枠に対し2,000人を超える欠員(平成25年度:2,234人、26年度:2,373人、27年度:2,062人)が生じている。平成28年度には、1,796人となり、7年ぶりに2,000人を下回ったが、今後も少子化傾向が進む中、生徒の確保・経営の安定化が課題となっている。

■ 関連する施策の実施状況

○私立学校に対する助成、私立学校に通う保護者負担の軽減

教育条件の維持向上及び私学の経営の健全化を図るため、私立学校の設置者に対する補助を実施するとともに、保護者負担の軽減を図るため、私立高等学校の全日制課程の入学者への入学金に対する補助や、私立高等学校や専修学校に通学する生徒への授業料に対する補助を実施した。

○多様な教育を受ける機会の確保

地域における私立幼稚園が実施する幼児教育に関する各種講座、保護者に対する教育相談などの活動への支援や、外国人の子どもの教育機会を確保し、教育環境の充実を図るため、外国人学校への支援を実施した。

○公私間連携の推進・協力

計画進学率や公私比率に関する課題を踏まえ、平成27年度は、公私関係者（県、名古屋市、私立高等学校設置者）において、平成28年度の生徒募集計画及び中学3年生の進路実現に係る公立高等学校と私立高等学校に共通する教育課題について協議（公私立高等学校設置者会議・公私連絡会・公私実務者会議など）するなど、公私間の連携・協力を深めながら本県全体の教育水準の向上に努めた。

■ 取組の成果

私立学校により、建学の精神に基づいた様々な特色ある教育が実践された。（具体的な主な取組事例については、P.20・21、P.24・25、P.28・29、P.38・39、P.46・47を参照）

■ 課題

平成28年3月卒の県内中学3年生の全日制高等学校への進学率は90.4%（速報値）となっており、依然として計画（93%）との間に約3%のかい離が生じている。なお、平成28年度生徒募集において、私立高校の欠員が2年連続で減少し、7年ぶりに2,000人を下回った。

■ 今後の方向性

今後も、このかい離について更に分析を進め、公私が協調して具体的な対策を検討していく。また、私学の欠員については、公私両輪で本県の教育を支えていくうえでの大きな課題として、公私が協調し改善に取り組んでいく。

〈短期的に取り組むこと〉

- ・ 公私立高等学校設置者懇談会等の機会を捉え、これからの公私のあり方について大局的な意見交換を行うなど、公私間協議の充実により具体的な対応策を検討する。

〈長期的に取り組むこと〉

- ・ 県と私学が連携して、中学生及びその保護者のニーズに合致した魅力ある高等学校づくりを推進していく。

（関係課室：県民生活部私学振興室、財務施設課、高等学校教育課、義務教育課）

